

6. 9. 18
3033

① 爾今賃銀制定ニ對シテハ一日最低金一圓五十錢ノ標準トシテ
單價ヲ制定スルコト

② 臨時休業手當ハ前日收入平均一日分ノ五分日當ニ支給スルコト

③ 退職手當勤続手當ハ工場主對従業員協議ノ上制定スルコト

④ 機械ニ對シテハ現在ノ機械ニ出來得ル限り年入スルコト

⑤ 時間ノ制定ハ午前之時三十分ヨリ午後五時半迄トス

⑥ 組シ午前十時ヨリ十五分間正午ヨリ三十分間午後三時ヨリ
十五分・休業シテヘルコト

以上覺書トシテ一通ニ製作シ工場主及従業員側各一通ヲ所轄
シ後日ノ為メトス

昭和六年九月十四日

工場主 井上力次郎
従業員 鈴木吉吉
組合代表 梁谷金馬

右及申(通)報候也

共社第... 第一

昭和六年九月十五日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

定橋職業紹介所失業登録者中心トスル労働爭議ニ關スル件
第一報ニ對シ

要旨
 (1) 西松組ハ大工ニモシテ使用シ存豊神田川上水工事請負中ナルカ
 (2) 定橋職業紹介所配給ハ大工中心トシテ加増者請付等々中心トナリ失業登録者
 優先其ノ他労働者ノ本月十三日以來六月中
 (3) 交渉中不協ノ言動アリシハ随テ外立者ヲ檢束取調中ナリ

補記労働爭議發生状況左記ノ通りニ有之推後注視中
記